

大口町告示第31号

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱（平成１７年大口町告示第２２号）の一部を次のように改正する。

別表１がん検診の表集団検診の部胃がん検診の項中「１，０００円」を「１，５００円」に改め、同部子宮頸^{けい}がん検診の項中「８００円」を「１，０００円」に改め、同部大腸がん検診の項中「３００円」を「５００円」に改め、同部肺がん検診（X線）の項中「２００円」を「５００円」に改め、同部肺がん検診^{かくたん}（喀痰）の項中「３００円」を「５００円」に改め、同部前立腺がん検診の項中「３００円」を「５００円」に改め、同表医療機関検診の部胃がん検診の項中「２，５００円」を「２，０００円」に改め、同部子宮頸^{けい}がん検診の項中「子宮頸^{けい}がん検診」を「子宮頸がん検診」に、「子宮頸部細胞診検査^{けい}」を「子宮頸部細胞診検査」に改め、同部肺がん検診（X線）の項中「７００円」を「５００円」に改め、同部肺がん検診^{かくたん}（喀痰）の項中「２，０００円」を「１，０００円」に改め、同部乳がん検診の項中「視触診検査」を削り、「１，５００円」を「１，０００円」に改める。

別表２健康診査の表骨密度の項中「３００円」を「５００円」に改める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

大口市がん検診等一部負担金徴収要綱の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1 がん検診				1 がん検診			
種別		健診内容	一部負担金の額	種別		健診内容	一部負担金の額
集団検診	胃がん検診	胃部X線間接撮影	1,500円	集団検診	胃がん検診	胃部X線間接撮影	1,000円
	子宮頸がん検診	視診、子宮頸部細胞診検査	1,000円		子宮頸がん検診	視診、子宮頸部細胞診検査	800円
	大腸がん検診	2日間採便法による便潜血反応検査	500円		大腸がん検診	2日間採便法による便潜血反応検査	300円
	肺がん検診（X線）	胸部X線デジタル撮影	500円		肺がん検診（X線）	胸部X線デジタル撮影	200円
	肺がん検診（喀痰）	3日間連続採痰法による細胞診検査	500円		肺がん検診（喀痰）	3日間連続採痰法による細胞診検査	300円
	乳がん検診	X線直接撮影（MMG）	1,000円		乳がん検診	X線直接撮影（MMG）	1,000円
	前立腺がん検診	PSA前立腺特異抗原検査	500円		前立腺がん検診	PSA前立腺特異抗原検査	300円
医療機関検診	胃がん検診	胃部X線直接撮影又は胃部内視鏡検査	2,000円	医療機関検診	胃がん検診	胃部X線直接撮影又は胃部内視鏡検査	2,500円
	子宮頸がん検診	視診、子宮頸部細胞診検査	1,000円		子宮頸がん検診	視診、子宮頸部細胞診検査	1,000円
	大腸がん検診	2日間採便法による便潜血反応検査	500円		大腸がん検診	2日間採便法による便潜血反応検査	500円
	肺がん検診（X線）	胸部X線直接撮影	500円		肺がん検診（X線）	胸部X線直接撮影	700円
	肺がん検診（喀痰）	3日間連続採痰法による細胞診検査	1,000円		肺がん検診（喀痰）	3日間連続採痰法による細胞診検査	2,000円
	乳がん検診	X線直接撮影（MMG）又は超音波検査	1,000円		乳がん検診	X線直接撮影（MMG）又は超音波検査	1,500円

新			旧		
2 健康診査				査、視触診検査	
				査	
種別	健診内容	一部負担金の額	種別	健診内容	一部負担金の額
わかば健診	血圧測定、身体計測、血液生化学検査、尿検査、医師による問診・理学的検査	1,000円	わかば健診	血圧測定、身体計測、血液生化学検査、尿検査、医師による問診・理学的検査	1,000円
骨密度測定	超音波検査による骨密度測定	500円	骨密度測定	超音波検査による骨密度測定	300円
ヘリコバクター・ピロリ抗体及びペプシノゲン検査	問診、血液検査	1,000円	ヘリコバクター・ピロリ抗体及びペプシノゲン検査	問診、血液検査	1,000円
歯周病予防健康診査	問診、口腔内検査、健診結果の判定、口腔衛生指導	500円	歯周病予防健康診査	問診、口腔内検査、健診結果の判定、口腔衛生指導	500円